



まちづくり通信

第21号

新清洲駅北土地区画整理事業

令和2年6月発行

向暑の候、皆様ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

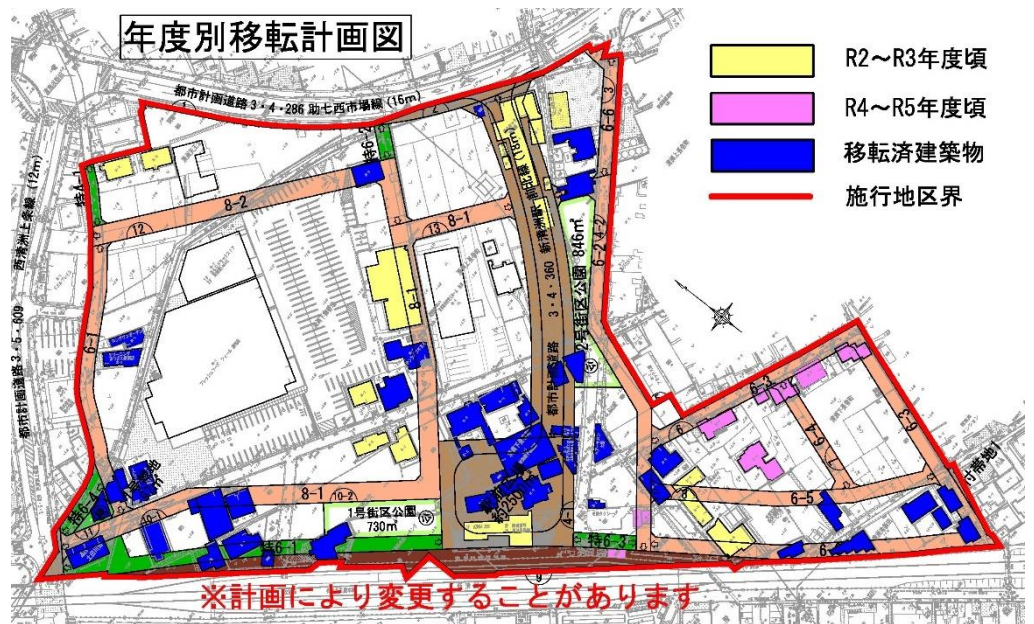
さて、本事業においては、皆様のご理解ご協力により平成30年秋から工事が始まりました。第21号では、①今後の事業スケジュール、②仮換地の使用収益開始③令和2年度区画整理工事の概要、④事業計画（第2回変更）の決定、⑤新清洲駅北土地区画整理審議会委員（第2期）についてお知らせします。

事業区域内は現在工事中によりご不便、ご迷惑をお掛け致しますが、安全第一で施工しますので、何卒ご理解とご協力をお願いします。

今後の事業スケジュール

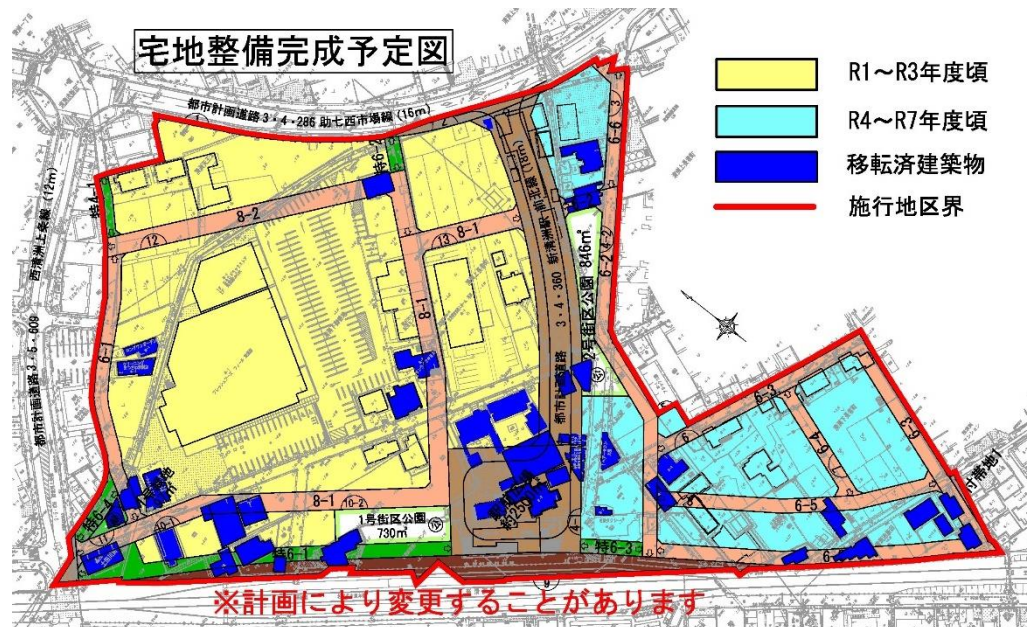
建物等の移転について

事業を進める際には皆様方の建物や工作物などの移転のご協力をお願いすることになります。右記の図面は、令和2年度以降の移転計画(予定)です。権利者の方々へは、個別に具体的な移転時期についてご説明に伺います。



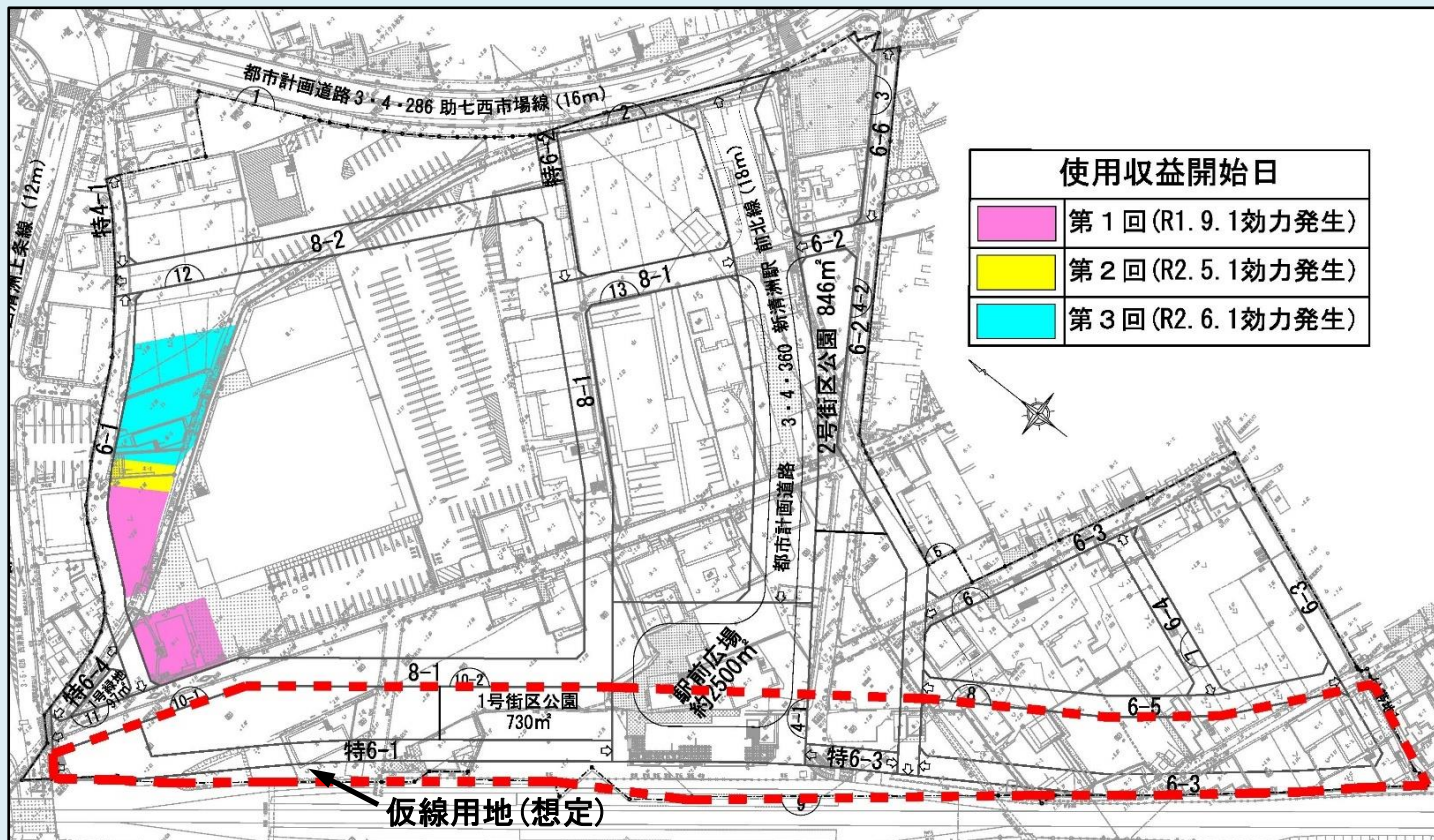
宅地整備完成予定について

今後、基盤整備工事を進め、右記の図面のとおり令和元年度から令和7年度までの間に宅地を完成させる予定です。



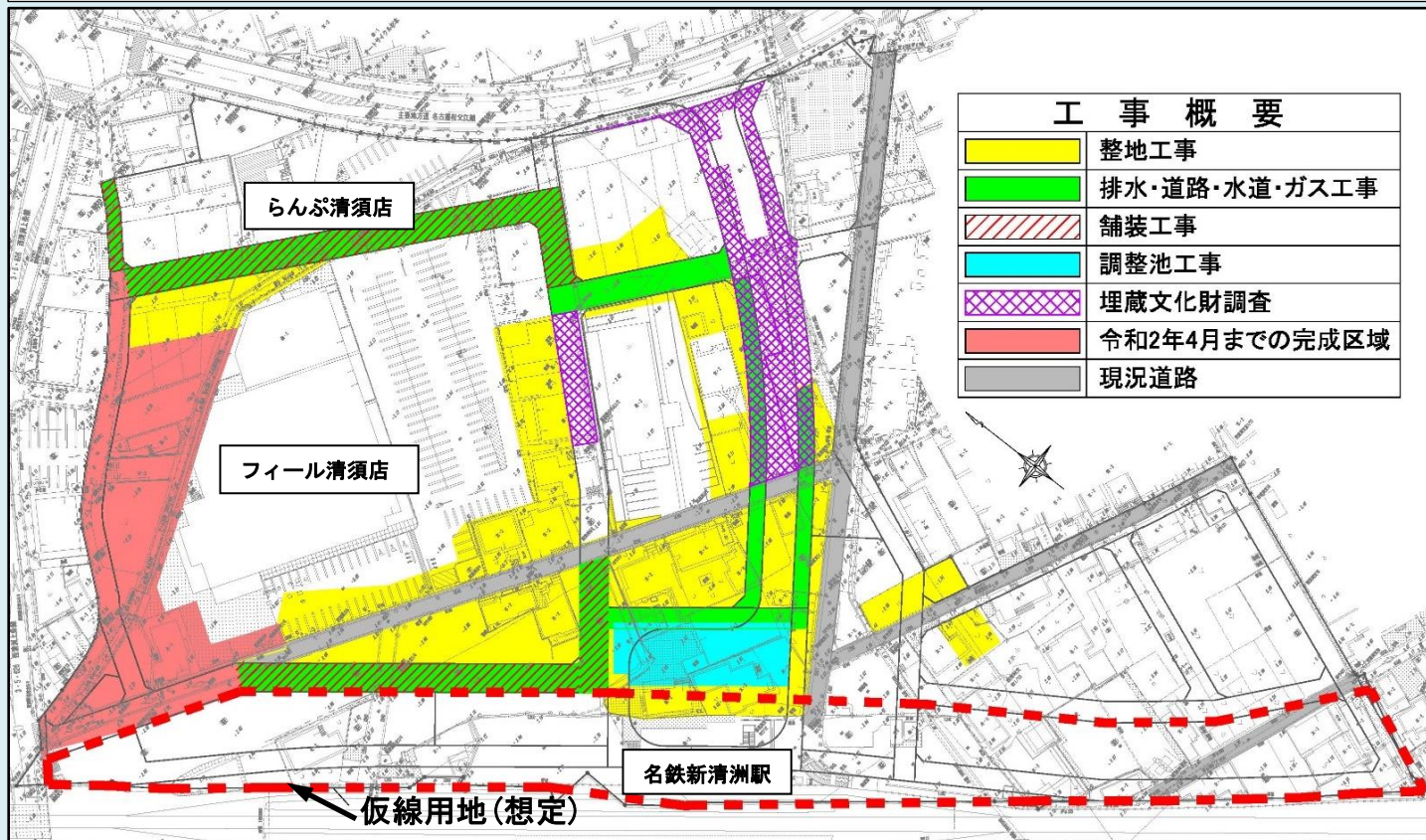
仮換地の使用収益開始について

宅地完成しましたら、権利者の方々へ『仮換地の使用収益開始日の通知』を個別に送付させていただき、現地をご確認していただきます。下記の図面は現在の使用収益開始の状況です。



令和2年度区画整理工事について

今年度も引き続き、下図の工事概要により施工を進めてまいります。



工事の状況



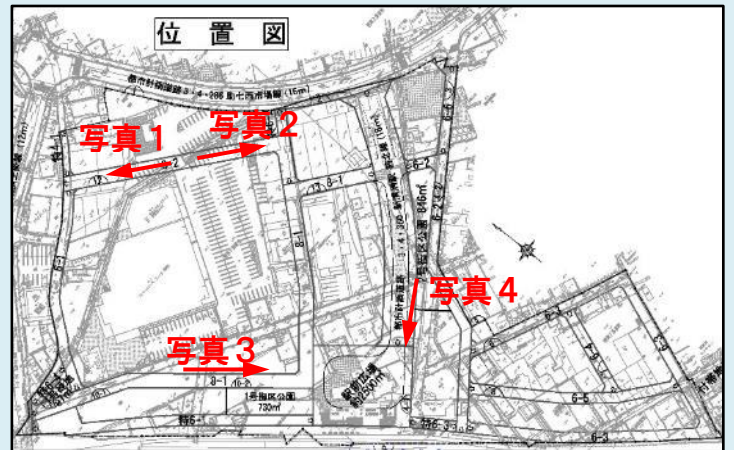
写真1 (8m道路工事状況)



写真2 (道路内排水路の工事状況)



写真3 (8m道路工事状況)

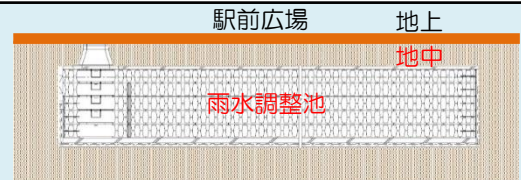


雨水調整池工事について

大雨のときに雨水を一時的に貯留し、雨水を少しずつ下流へ排出することにより、河川の氾濫を防ぐための施設を『雨水調整池』といいます。
当地区では、この『雨水調整池』を将来の駅前広場の地下に整備しています。



写真4 (調整池工事状況)



完成イメージ(断面と写真)

事業計画（第2回変更）の決定について

本事業の事業計画については、令和2年2月に事業計画変更のための縦覧を行い、令和2年3月23日付で事業計画を変更しました。

今回の変更概要は次のとおりです。

・事業費の変更

物価上昇、消費税の税率改正、鉄塔移設費及び埋蔵文化財発掘調査費の追加等による事業費の増額

約51億円から ⇒ 約72億円に変更

・事業期間の変更（清算期間を含む）

鉄道高架事業の進捗に併せた事業期間の延伸

令和22年度未完了から ⇒ 令和27年度未完了(5年間延伸)

※皆様の仮換地引渡しにつきましては、令和7年度末までに行う予定です。

土地区画整理審議会委員（第2期）選挙について

新清洲駅北土地区画整理審議会委員（第2期）選挙については、8名の方から立候補届が提出されましたが、選挙により選出される委員の定数8名を越えなかったことから無投票により当選となりました。また、清須市が選任いたしました学識経験者の方2名を加えた計10名が審議会委員（第2期）として決定されました。

審議会委員（第2期）の任期は、令和2年5月22日から令和7年5月21日までの5年間となります。

委員の種別	氏名	委員の種別	氏名
宅地所有者	秋田 忠志	宅地所有者	藤曲 泰樹
	河村 洋和		株式会社靴のホツタ
	河邑 真	借地権者	マキノチェーン株式会社
	櫛田 八重子	学識経験者	河野 修平（愛知県都市整備協会）
	柴山 明弘		高御堂 一正（愛知県住宅供給公社）

（敬称略・五十音順）

土地区画整理事業に係る説明会

毎年、説明会を実施しておりますが、現在の社会情勢に鑑み、令和2年度は実施を見合わせる予定です。今後皆様へは、まちづくり通信や回覧などを通じて、進捗状況など情報提供をまいります。

必要な届出

事業地区内で建築行為等を行う場合は、土地区画整理法第76条に基づく清須市長の許可が必要となります。また、土地所有者の住所や氏名を変更されたときや仮換地の分割又は合併を希望される場合は、清須市へお問い合わせください。

この土地区画整理事業に関わるご意見、ご要望は下記までお願いいたします。

清須市建設部 新清洲駅周辺まちづくり課 まちづくり係

TEL:052-400-2911 FAX:052-400-2963

ホームページ: <http://www.city.kiyosu.aichi.jp/> 電子メール:machizukuri@city.kiyosu.lg.jp